



平成 25 年 4 月 26 日

各 位

会社名 第一実業株式会社  
 代表者名 取締役社長 山片康司  
 (コード番号 8059 東証第1部)  
 問合せ先 IR・広報部長 田中誠一郎  
 (TEL 03-5214-8611)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 26 日開催の取締役会において、来る平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 90 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由：

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に事業目的を追加するものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容：

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第 2 条（目 的） 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 ① 〵 (条文省略) ⑨ (新設) ⑩ 〵 (条文省略) ⑱	第 2 条（目 的） 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 ① 〵 (現行どおり) ⑨ ⑩ <u>植物・農産物の生産、加工、販売及び植物・農産物の生産に関する調査、研究、開発並びに工場設備、ノウハウ、システムの国内販売及び輸出入</u> ⑪ 〵 (現行どおり) ⑱

<p>第32条 (選任)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (新設)</p> <p>第33条 (任期)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第32条 (選任)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2.</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第33条 (任期)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>
--	--

3. 日程：

定款変更のための株主総会開催日

平成 25 年 6 月 25 日

定款変更の効力発生日

平成 25 年 6 月 25 日

以 上